

改正案	現行
（業務方法書の記載事項） 第十四条 法第十二条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 一〇四（略） 五 特定中小企業貸付債権及び特定中小企業社債に係る債務の一部の保証に関する事項（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第十五条第二項、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）第十一条第二項及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第十一条第二項の規定により法第十一条第一項第二号の規定による法別表第二第四号の下欄に掲げる業務とみなされる債務の保証（以下「特例海外債務保証」という。）に関する事項を除く。） イ〇チ（略） 五の二 特例海外債務保証に関する事項 イ 保証する貸付債権 （1）貸付けの相手方 （2）貸付金の使途 （3）償還期限 ロ 債務の保証の範囲 ハ 債務の保証の限度額 ニ 債務の保証の料率 ホ イからニまでに掲げるもののほか、特例海外債務保証に関し必要	（業務方法書の記載事項） 第十四条 法第十二条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 一〇四（略） 五 特定中小企業貸付債権及び特定中小企業社債に係る債務の一部の保証に関する事項 （新設） イ〇チ（略）

な事項
六〇十六
(略)

六〇十六
(略)